

第3編 原子力対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の性格

この計画は、「原子力災害対策」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める。なお、定めのない事項については、本計画「風水害・震災対策編等」による。この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「原子力災害対策編」をもとに定める。

第4 計画の修正

防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させて具体的な災害対策を行う。

第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径30km圏内）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。こうした経過を踏まえ、原子力事業所等（核燃料物質等輸送中の事故を含む）の事故により放射性物質もしくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避もしくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、市民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 飯田市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、飯田市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
- (7) 健康被害の防止に関すること。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (11) 汚染物質の除去等に関すること。
- (12) その他原子力防災に関すること。

2 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務（東京電力ホールディングス(株)、中部電力(株)等）

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。

- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2章 災害に対する備え

基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第1 モニタリング等

市及び県は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

第2 資機材の整備

平常時のモニタリング・災害応急対応用等の資機材を整備する。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 1 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- 2 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

第4 健康被害の防止

市及び県は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第5 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県、市及び原子力事業者は、市民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること
- 3 放射線防護に関すること
- 4 県等が講じる対策の内容に関すること
- 5 屋内退避、避難に関すること
- 6 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 7 教育機関等における普及と啓発に関すること
- 8 市職員に対する知識の普及に関すること

第6 原子力防災に関する訓練の実施

- 1 市及び県は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。
- 2 緊急時モニタリング訓練を実施する。
- 3 緊急時被爆医療訓練を実施する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 活動体制

第1 市の体制

災害が発生した場合、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき、そのおそれのあるとき。

イ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 組織・運営

職員防災マニュアルに準じて行う。

2 体制

段 階 の 説 明	災 害 対 応	
	参集範囲	組 織 の 体 制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき、そのおそれのあるとき。 市長が必要と認めたとき。	全職員	災害対策本部の設置 (※県が災害警戒本部を設置した時点で、市は災害対策本部を設置する。)

3 事務分掌

職員防災マニュアルに準じて行う。なお、以下（ア）～（エ）のモニタリングに関する事務分掌は水道環境部が中心になっておこなう。

（1）平常時の放射線モニタリングの実施及びデータの管理に関すること。

（2）緊急時モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。

（3）放射性物質による汚染調査に関すること。

（4）県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。

第3節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

第1 災害時のモニタリング

- 1 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。
- 2 市は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第2 放射性物質濃度の測定

- 1 県は、あらかじめ定めた放射性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。
- 2 市は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第4節 市民等への的確な情報伝達

第1 市民等への情報伝達活動

市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県・国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第5節 屋内退避及び避難誘導

市は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。

第1 屋内退避及び避難誘導

(1) 県及び市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- ウ 消防本部の広報車等による広報活動
- エ 防災行政無線や広報車等による広報活動
- オ 教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置をとる。

- ア 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、原子力災害対策指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

第2 広域避難活動

- (1) 市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート調整を行う。
- (2) 他市町村に避難を要請する際は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 他市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

- (4) JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、県、市と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、県及び市と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (6) 県及び市は、必要に応じ、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。

第3 避難・避難のための立ち退きの指示を行った場合

退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。また、退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、飲料水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。なお、原子力災害対策指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域の生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{*4} させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- *1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- *2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- *3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産させた食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- *4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第6節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

市又は水道事業者は、国及び県からの指示、要請があったとき又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示及び要請があったとき又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム

（原子力災害対策指針より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第7節 県外からの避難者の受入れ活動

第1 避難者の受入れ

1 緊急的な一時受入れ

- (1) 県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて次の対応を行う。
 - ア 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。
 - イ 市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請
- (2) 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。
 - ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。
 - イ 上記アによる受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。
- (2) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

3 中期的な避難者の受入れ

- (1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。
 - ア 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。
 - イ 民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。
 - ウ 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。
- (2) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

- 1 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- 2 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。
- 3 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

基本方針

第1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

第2 その他災害後の対応

- 1 市は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- 2 市は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- 3 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、県、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- 4 市は、市民等からの心身の健康に関する相談に応じる。